

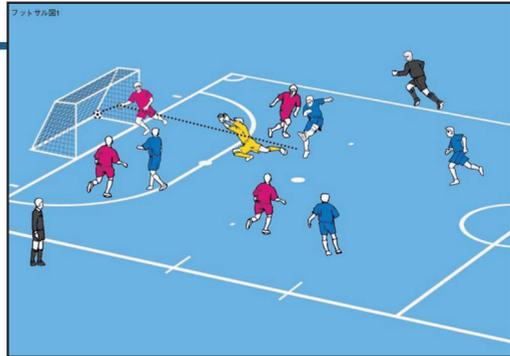
## 決定的な得点の機会の阻止に関する図解

図 1 - 4 手による得点または決定的な得点の機会の阻止

図 5 - 10 決定的な得点の機会の阻止

図 1

攻撃側競技者がシュートしたが、ゴールキーパー以外の守備側競技者がボールを手で扱ってゴールの外に出して、得点を防いだ。

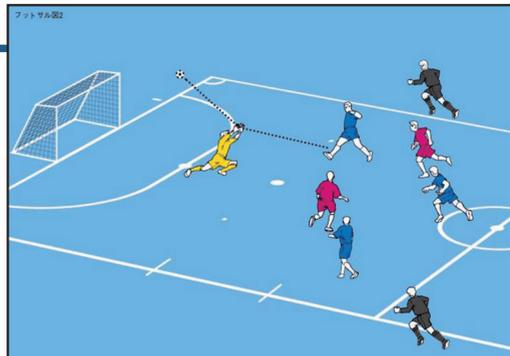


この反則は第12条の退場となる反則の第1項目にある「ハンドの反則を行い、相手チームの得点を阻止」したものであり、阻止した競技者は退場を命じられる。

なお、守備側競技者がハンドの反則を行ったがボールがゴールに入ったときは得点が認められる。この場合、「得点を阻止」することができなかったので、退場は命じられないが、反スポーツ的行為を行ったので、警告される。

図 2

攻撃競技者は前方に抜け出てシュートを放ち、決定的な得点の機会を得ている。そこにゴールキーパーがペナルティエリアから飛び出して、エリアの外で手を用いてボールをはじいた。



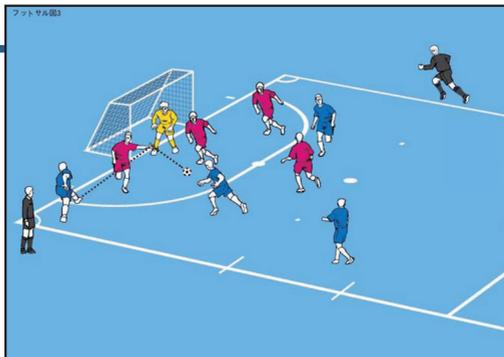
この反則は第12条の退場となる反則の第1項目にある「ハンドの反則を行い、相手チームの決定的な得点の機会を阻止」したものであり、阻止したゴールキーパーは退場を命じられる。

なお、はじいたボールが直接ゴールに入ったときは得点が認められる。この場合、「得点を阻止」することができなかったので、退場は命じられないが、反スポーツ的行為を行ったので、警告される。

## 手による得点または決定的な得点の機会の阻止

図 3

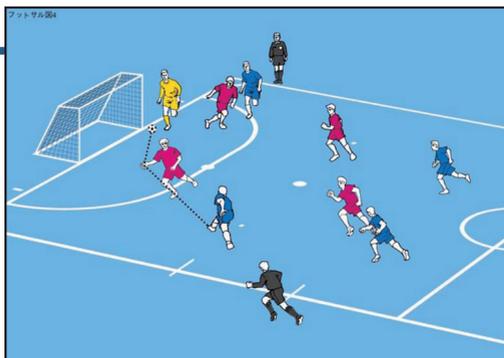
攻撃側競技者がボールをけり、ペナルティーエリア内にいる守備側競技者がボールを手で扱ってペナルティーキックが与えられた。



攻撃側競技者は決定的な得点の機会を得ていないので、第12条の退場となる反則の第1項目にある「ハンドの反則を行い、相手チームの決定的な得点の機会を阻止」にはあたらないので退場を命じられることはない。

図 4

攻撃側競技者が、ゴールキーパーのいないゴールに向かってシュートを放った。これを守備側競技者が意図的に手ではじき、決定的な得点の機会を阻止した。

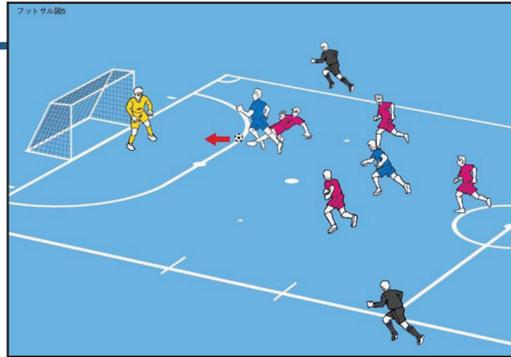


この反則は第12条の退場となる反則の第1項目にある「ハンドの反則を行い、相手チームの決定的な得点の機会を阻止」したものであり、阻止したこの守備側競技者は退場を命じられる。

なお、はじいたボールがゴールに入ったときは得点が認められる。この場合、`得点を阻止` することができなかったので、退場は命じられないが、反スポーツ的行為を行ったので、警告される。

図 5

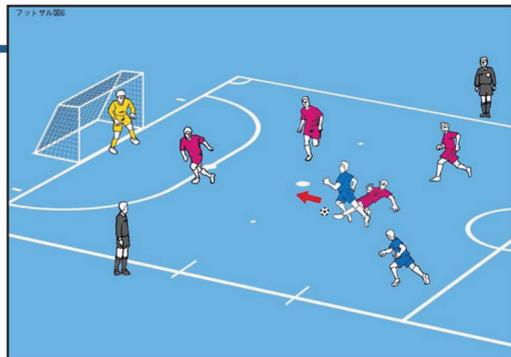
攻撃側競技者がゴールに向かってボールをドリブルしているところを守備側競技者がつまずかせて、その進行を止めた。



この攻撃側競技者の前方にはゴールキーパーがゴールを守っており、決定的な得点の機会を得ている状況にあったとは言えないので、相手競技者をつまずかせる反則を行った守備側競技者は退場を命じられない。

図 6

攻撃側競技者がゴールに向かってボールをドリブルしているところを守備側競技者がつまずかせて、その進行を止めた。

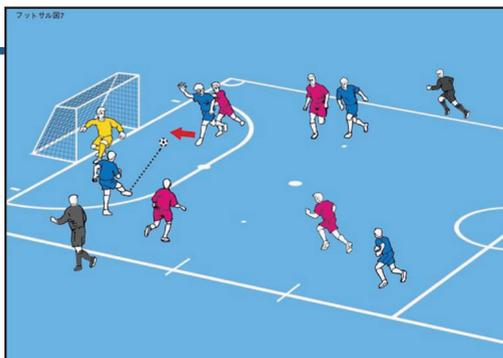


この攻撃側競技者の前方には、ゴールキーパーの他に守備側競技者もおり、決定的な得点の機会を得ている状況にあったとは言えないので、相手競技者をつまずかせる反則を行った守備側競技者は退場を命じられない。

## 決定的な得点の機会の阻止

図 7

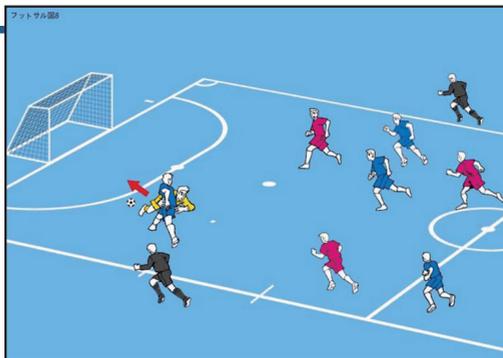
攻撃側競技者がゴールキーパーの前でゴールに向かっていく味方競技者にパスをしたところ、守備側競技者がパスを受ける直前にその競技者を押し倒した。



ゴールはゴールキーパーに守られておらず、パスを受け取ろうとした攻撃側競技者は決定的な得点の機会を得ていた状況にあり、この競技者を倒した守備側競技者は、競技規則第12条の退場となる反則の第2項にある「決定的な得点の機会を阻止した」ことにより、退場が命じられる。

図 8

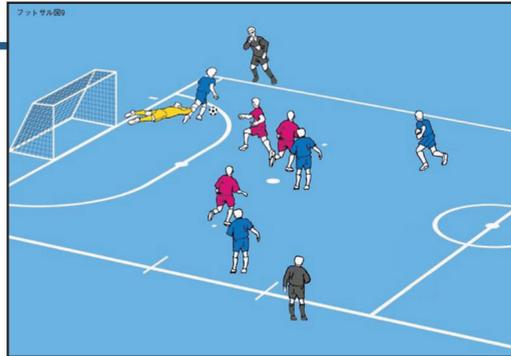
攻撃側競技者が味方競技者からパスを受け、ゴールに向かってドリブルし、相手ゴールキーパーと1対1になったところ、ゴールキーパーが相手競技者を押さえたことによりその進行を止められた。



ゴールキーパーは自分のペナルティーエリアを出ておりゴールは守られておらず、ボールをドリブルしていた攻撃側競技者は決定的な得点の機会を得ていた状況にあり、ゴールキーパーはこの競技者の進行をフリーキックとなる反則で止めたので、競技規則第12条の退場となる反則の第2項にある「決定的な得点の機会を阻止した」ことにより、退場が命じられる。

図 9

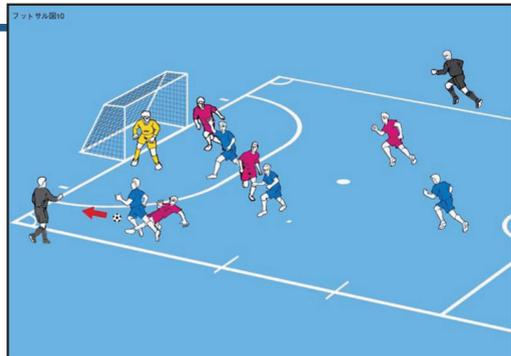
攻撃側競技者がパスを受けペナルティーエリア内に入り相手ゴールキーパーと1対1になったが、そこでドリブルをコーナー方向に変えたところ、ゴールキーパーが後方から手をつまずかせた。



この攻撃側競技者のドリブルの方向はゴールに向かっておらず、競技規則第12条の退場となる反則の第2項にある「決定的な得点の機会を得ている状況」にあつたとは言えないので、ペナルティーキックは与えられるが相手競技者をつまずかせる反則を行ったゴールキーパーは退場を命じられない。

図10

パスを受けペナルティーエリアの外側をタッチラインに沿ってドリブルしていた攻撃側競技者に向かって守備側競技者がつまずかせた。



この攻撃側競技者のドリブルの方向はゴールに向かっておらず、競技規則第12条の退場となる反則の第2項にある「決定的な得点の機会を得ている状況」にあつたとは言えないので、相手競技者をつまずかせる反則を行った守備側競技者は退場を命じられない。